

令和3年度兵庫県後期高齢者医療 医療費分析等事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度兵庫県後期高齢者医療 医療費分析等事業業務（以下「医療費分析等事業」という。）

2 業務の目的

兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における被保険者の医療費の適正化を図るため、健康医療情報を活用し、被保険者の健康状態、疾病構造、医療費の現状を市区町ごとに分析・比較し、被保険者の健康課題を明確にするとともにその結果を管内市町に提供し、健康課題についての認識を共有することにより、関係市町との協働による効果的かつ効率的な保健事業の推進を図ることを目的として実施する。

3 委託期間等

- (1) 契約締結の日から令和4年3月31日までを契約期間とする。
- (2) 各業務の作業等の詳細なスケジュールについては別途協議を行う。

4 基本的な考え方

本業務を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、受託者は国等が公開している資料等から積極的な情報収集に努めるとともに、積極的にデータ分析に活用すること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」、「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映させること。
- (3) 兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画、国が掲げる「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」、兵庫県の「健康づくり推進プラン（第2次）」等との整合性を図ること。
- (4) 高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、分析及び課題の明確化を行うこと。

5 医療費分析等事業に関する業務の概要

レセプトデータ等を突合した後に、医療費データベースを構築し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を分析把握し、課題を明確にするとともに、広域連合が現在策定しているデータヘルス計画の事業評価や、市町が実施する各種保健事業において、その課題に対する効果的かつ効率的な事業展開を考察するために必要なデータの分析を行う。

6 提供データ

(1) レセプトデータ

令和2年4月診療分～令和3年3月診療分

- ・医科：21_RECDEINFO_MED.CSV
- ・DPC：22_RECDEINFO_DPC.CSV
- ・歯科：23_RECDEINFO_DEN.CSV
- ・調剤：24_RECDEINFO_PHA.CSV

※委託業務に係るレセプト等件数

レセプト件数概算 約 24,500,000件/12か月

(2) 被保険者情報

JKA23M0010101_KA23F034N_000000_yyyymmddhhmmss_nn.csv

(3) 行政区コード一覧

(4) 外字フォントファイル

(5) その他受託者と協議の上必要となる情報

7 医療費分析等事業の詳細

(1) データベースの構築

広域連合が受託者に提供するデータを元に、データベースを構築する。このデータベースは下記のとおりとする。

(ア) レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料など）を正しく結び付け、傷病名毎の医療費を算出した精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費集計されることのないようにすること。ただし、本件業務目的の達成が可能であれば、上記手法に限定するものではない。

(イ) レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。

(2) 現状分析

前述のデータベースを用いて、下記の分析を行うこと。

(ア) 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」毎の医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成及び疾病別の割合を明確にし、全国平均値との比較分析を行うこと。

(イ) 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、80,000点以上の高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病や高額薬剤の使用状況等を明確にし、医療費、人数、割合を算出すること。

(ウ) 生活習慣病に係る医療費の状況

効率的かつ効果的な保健事業を行うため、生活習慣病にかかるレセプト件数、医療費、人数、割合を算出すること。

(エ) 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく腹膜透析も含めた分析による医療費、人数、割合を算出すること。

糖尿病患者については、レセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況から階層化分析による医療費、人数、割合を算出すること。

(オ) 受診行動適正化に関する分析

重複・頻回受診者、重複服薬者等について、その要因となる疾病や薬剤、人数、割合を算出すること。

(カ) フレイルに係る分析

フレイルに係る傷病名や診療行為・投薬の状況等を明確にするとともに、フレイルに関連する疾病別の医療費、人数、割合を算出すること。

(キ) 歯科医療費に係る分析

歯科に係る医療費の状況や歯科の医療費と生活習慣病に係る医療費との関連について医療費、人数、割合を算出すること。

(3) 分析結果の比較資料の作成

現状分析を実施した医療費情報について、行政区コード別（41市町及び9区）及び地域別の分析結果資料を作成すること。

なお、地域については以下のとおりとする。

- ・神戸地域（神戸市）
- ・阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- ・阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
- ・東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）
- ・北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- ・中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）
- ・西播磨地域（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
- ・但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- ・丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- ・淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

(4) 課題把握と保健事業に対する支援・助言

(2)の分析結果及び第2期データヘルス計画に基づいて当広域連合及び41市町（神戸市9区含む）の課題把握と保健事業に対する支援・助言等の具体的な提案等を行うこと。

8 成果物と提出期限

(1) 成果物の納品

分析結果を取りまとめたものを、次のとおり納品すること。

(ア) 医療費分析製本物（A4版、カラー両面印刷） 5部

(イ) 医療費分析電子媒体（CD、DVD及びUSBその他の媒体等であって、PowerPoint、Excel及びPDF形式で作成されたものをいう。以下同じ）

(ウ) 医療費分析過程で得られた統計結果の電子媒体

(エ) 市区町別等医療費比較電子媒体

(オ) 市区町別等医療費比較分析過程で得られた統計結果の電子媒体

(2) 成果物納入場所

〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号

兵庫県後期高齢者医療広域連合 給付課内 (hokenziguyou@kouiki-hyogo.jp)

(3) 受託者は、広域連合から提供されたデータに基づき、(1)の成果物について下記期限までに広域連合に報告するものとする。

・中間報告 令和4年 1月21日

・最終報告 令和4年 3月18日

(4) 成果物における図表やグラフ等の詳細については、令和3年11月26日までに、双方協議のうえ、確定させるものとする。

9 個人情報保護及びセキュリティ対策

受託者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年3月29日条例第19号）、別記「個人情報取扱特記事項」、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じなくてはならない。

これらの措置を講じるにあたり、以下の(1)から(7)の事項に留意しなくてはならない。

(1) 情報セキュリティ等に関する計画書の提出

受託者は広域連合から最初に個人情報が提供される前に、次に掲げる事項が記載された書類を広域連合に提出しなくてはならない。

- ・当業務履行場所の住所、位置
- ・受託者の通常の連絡先及び緊急時の連絡先
- ・個人情報の運搬方法
- ・運搬用の施錠可能なケースの施錠・開錠管理者
- ・上記の「7 医療費分析等事業の詳細」で示した業務ごとの業務役割分担図（統括責任者、システム管理者、担当者等）
- ・本業務で使用する電子機器（サーバ、パソコン、ハードディスク等）の内容・構成、及び本業務で使用する個人情報の外部出力にかかる状況を記録するためにインストールしたソフトウェア等の名称
- ・個人情報の盗難や紛失などの事故が発生した場合に備えた事業継続計画書

(2) 運搬方法

個人情報を保存した電子媒体等の搬出入及び搬送については、飛散、誤送、毀損、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じることとし、事前に広域連合に承認を得たうえで以下のとおり行うものとする。

(ア) 施錠可能なケース

受託者は施錠できる金属製のケースを用意し、これを本業務にかかる電子媒体等の受け渡しに使用すること。

(イ) 施錠・開錠管理者の指定及び施錠・開錠の記録

受託者は、上記（ア）のケースの発送・受領に伴う施錠・開錠を管理する者を予め指定し、施錠・開錠に係る記録簿を作成すること。

(ウ) 配送状況の追跡

受託者は、上記（ア）のケースの運搬を通信事業者による差出人及び受領人が特定でき配送状況が追跡できるセキュリティサービスが付加された配送にて行うこと。

(エ) 電子データの暗号化

広域連合と受託者の間で受け渡しを行う電子データについては、すべて暗号化を行ったうえで格納し、パスワードは別途連絡しあうこと。

(3) 業務履行場所

本業務に係る個人情報を取り扱う部屋にはオートロック、暗証番号、電子キー、生体認証等により関係者以外の立ち入りを禁止すること。

また、自動的に入退室者が記録される機器を設置し、入退室した者を把握できるようにすること。

(4) 保管場所

本業務に係る個人情報は、施錠が可能な保管庫に保管すること。

作業のため個人情報をサーバ、ハードディスク等（以下「電子機器」という。）に保存する場合、当該機器は（3）の業務履行場所同様、入退室者が管理できる施錠された部屋に設置し、移動が不可能なようにネジ、チェーン等で固定する措置を講じること。

(5) 電子機器の管理

- ・当該業務にかかる個人情報を保存した電子機器は外部ネットワークに接続してはならない。
- ・電子機器に個人情報にかかるデータを保存する場合は、全てパスワード等を設定し暗号化しなくてはならない。
- ・業務に必要なある場合を除き、電子機器から個人情報にかかるデータを印刷及び外部媒体に出力してはならない。

(6) 立入検査等の受入れ

広域連合は、受託者の個人情報の管理状況を確認するため、年1回及び必要と認められた場合は随時、受託者の業務履行場所等へ立入検査を実施するものとし、受託者は、この立入検査に協力しなくてはならない。

(7) 個人情報の破棄

受託者は、契約が終了もしくは解除されたときは、本業務に使用した個人情報を以下のとおり確実に破棄すること。

- ・記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。
- ・電子機器に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- ・ 個人情報を破棄したときは、完全に廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、破棄又は消去の年月日が記載された書面）を広域連合に提出しなければならない。
- ・ 消去又は破棄に際し、広域連合から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

10 目的外使用の禁止

本業務の目的以外で、本業務のため広域連合が提供したデータ及び受託者が広域連合に提出するため作成したデータ等を使用・複製すること及び第三者へ提供することを禁止する。

11 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託することはできない。

ただし、上記9（2）ウ. による配送を除くこととし、これらの業務については、事前に広域連合から文書により承認を得た場合のみ再委託できるものとする。

12 費用の負担

以下の費用は受託者の負担とする。

- ・ 広域連合が受託者に提供するデータ、及び受託者が広域連合に提出する成果物等のデータを格納する電子媒体（CD-ROM等）。
- ・ 業務履行場所と広域連合事務所との間の、広域連合が受託者に提供するデータ及び受託者が広域連合に提出する成果物等にかかる運搬経費。
- ・ 電子媒体の受け渡しの運搬に使用する施錠可能な金属製のケース。

13 委託料の支払方法等

広域連合は、受託者に対し委託料として履行確定後の請求に基づき支払う。

14 その他

- ・ 本仕様書に基づき締結される業務委託契約の内容が履行されない状況が生じた場合や、文書により業務改善を通知したものが一定期間過ぎても改善が図られないとき及び、個人情報取扱特記事項に記載する情報の漏えい等が発生した場合は、広域連合は契約を解除し、それによって生じた損害については受託者が賠償する責任を負うものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、広域連合及び受託者の両者がその都度協議し定めるものとする。